

2024年11月8日 全9頁

課税最低限「103万円の壁」引上げによる 家計と財政への影響試算（第2版）

「基礎控除引上げ+給与所得控除上限引下げ案」を検証

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
研究員 平石 隆太

[要約]

- 2024年の衆議院議員総選挙で自由民主党・公明党の与党が過半数割れとなり、国民民主党の政策への注目度が高まっている。本レポートでは、国民民主党が掲げる課税最低限「103万円の壁」引上げについて、実現した場合の家計と財政への影響について試算する。
- 所得税は課税最低限やブラケット（各税率が適用される年間所得の金額）が名目で固定されているため、物価や賃金の上昇率を上回って所得税額が増加するブラケットクリープが生じる。ブラケットクリープには、物価上昇率と同率だけ課税最低限を引上げる（インフレ調整）で対応できる。直近、所得税のインフレ調整が行われたのは1995年である。
- 国民民主党は、課税最低限を1995年からの最低賃金上昇率に基づき73%引上げる（103万円→178万円）を主張している。ただし、課税最低限の引上げ幅については、他に1995年からの物価上昇率（10%）に基づく考え方もある。また、課税最低限の引上げについても、様々な方法がある。
- 本レポート（第2版）では、近年の税制改革の方針である「働き方に中立な税制」および「所得税の累進構造の回復」に沿って課税最低限を引き上げる方法として、「基礎控除10.3万円引上げ+給与所得控除上限10.3万円引下げ」案を新たに検討した。この案では、年収850万円以下の世帯が減税の対象となり、財政減収額は0.9兆円と試算された。
- 課税最低限の引上げ方（基礎控除と給与所得控除最低限のバランス）次第で、今後の所得税のあり方は大きく変わることになる。課税最低限の引上げに当たっては、財政への影響や所得再分配のあり方など「あるべき姿」を見据えて、大局的な議論をもとにした政策決定が求められるだろう。

1. はじめに

2024年10月27日に投開票が行われた第50回衆議院議員総選挙では、自由民主党・公明党の与党が過半数割れとなり、今後の政権運営では野党の協力が不可欠となった。自由民主党と国民民主党は2024年度補正予算案、2025年度税制改正案、2025年度予算案の3項目につき両党幹部で協議を進める方針を確認し、予算・税制面で国民民主党との「部分連合」体制が採られる見通しとなった。

国民民主党は、衆議院選挙の政策パンフレットで掲げた、所得税の課税最低限「103万円の壁」引上げを強く主張しており、今後、2025年度税制改正に向けて課税最低限のあり方が議論される見通しである。本レポートでは、所得税の課税最低限について、国民民主党の主張する178万円までの引上げが行われた場合や、様々な方法での引上げが行われた場合の家計と財政への影響について試算し、あるべき課税最低限のあり方につき検討する。

2. 課税最低限と所得税のインフレ調整

課税最低限とは何か

単身、または税制上の扶養親族がない給与所得者の場合、所得税の課税最低限は「基礎控除＋給与所得控除の最低額」によって算出される¹。現行制度では、基礎控除が48万円（本人の合計所得金額2,400万円以下の場合）、給与所得控除の最低額が55万円であるため、課税最低限が103万円となっている。

基礎控除は、最低限の生活費に相当する部分については課税対象外とする趣旨である。現行制度の基礎控除の所得控除額は、以下の図表1のように設定され、所得が高い者については逡減・消失する仕組みとなっている。

図表1：基礎控除の所得控除額

条件	所得税	住民税
本人の合計所得金額が2,400万円以下	48万円	43万円
本人の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円
本人の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円
本人の合計所得金額が2,500万円超	控除なし（0円）	

（出所）法令より大和総研作成

給与所得控除は給与所得者に対し認められている「勤務費用の概算控除額」や「他の所得との負担調整のための控除額」としての所得計算上の控除であり、図表2のように定められている。

¹ このほか、社会保険料や生命保険料などの支払いがある場合などは、所得控除によって課税最低限が上がるが、これらの有無や金額は人によって異なるため、本レポートでは「課税最低限」の算出にこれらを考慮しない。

図表 2 : 給与所得控除の所得控除額 (速算表)

収入金額	給与所得控除額
55 万円以下	全額
55 万円超 162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	収入金額 \times 40% - 10 万円
180 万円超 360 万円以下	収入金額 \times 30% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額 \times 20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額 \times 10% + 110 万円
850 万円超	195 万円

(注) 給与収入が 660 万円未満の場合は、所得税法別表第 5 によって計算するため、上記の速算表による控除額とは若干の違いが生じる。

(出所) 法令より大和総研作成

給与収入が 55 万円以下である場合、全額が給与所得控除となり、給与所得はゼロとなる。55 万円超 162.5 万円以下である場合の控除額 55 万円が最低保証額として設定され、給与所得が 162.5 万円超 850 万円以下の範囲は給与収入に応じて控除額が増加するが、給与収入が 850 万円超である場合は、控除額は上限の 195 万円となっている。

所得税のインフレ調整

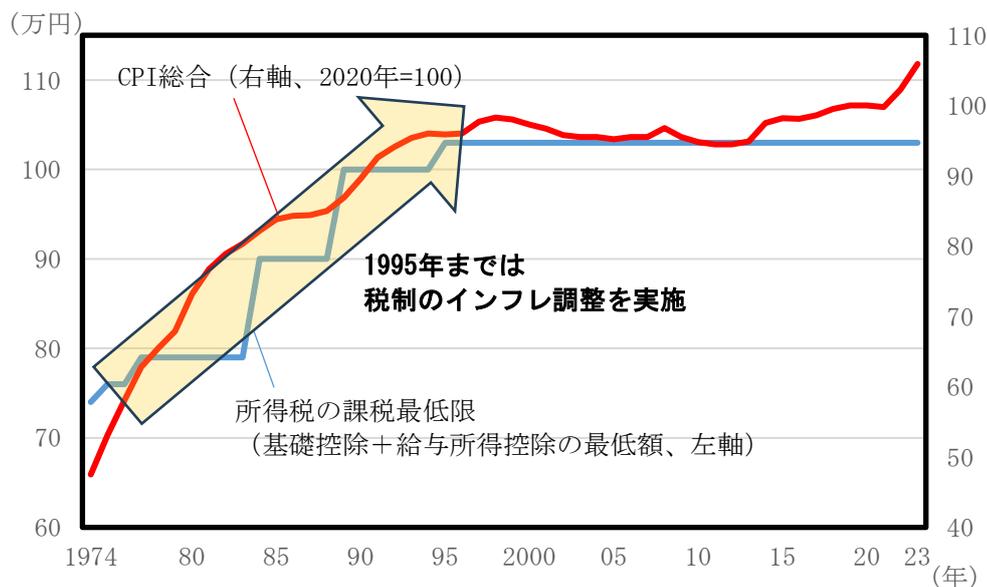
物価と賃金が同率で上昇した場合、所得税額がそれ以上の比率で増加し国民の負担が高まるブラケットクリープと呼ばれる現象が生じる。ブラケットクリープが生じる原因は、課税最低限やブラケット (各税率が適用される年間所得額) が名目の金額で固定されていることにある。

単純化のため、課税最低限を年 100 万円とし、それを超える所得に 20% の所得税が課される例を考える。この例では、年間 300 万円の所得がある A 氏が納める所得税は、40 万円 ($= (300 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) \times 20\%$) で、可処分所得が 260 万円となる。物価と賃金がともに 10% 上昇した場合には、A 氏が納める所得税は 46 万円 ($= (330 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) \times 20\%$) と 15% の増加となり、物価と賃金の上昇率を上回る。A 氏の可処分所得は 284 万円だが、物価が 1.1 倍になっていることを考慮すると、物価上昇を考慮した実質可処分所得は約 258 万円 ($\approx 284 \text{ 万円} / 1.1$) と、物価上昇前の 260 万円より目減りしている。

ブラケットクリープには、物価上昇分だけ課税最低限を引上げることで対応できる。上記の例で、課税最低限を 110 万円 ($= 100 \text{ 万円} \times 1.1$) に引上げれば、A 氏が納める所得税は 44 万円 ($= (330 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 20\%$)、可処分所得は 286 万円となる。実質可処分所得は 260 万円 ($= 286 \text{ 万円} / 1.1$) となり、物価上昇前と変わらないことになる。

日本はこれまでブラケットクリープに対応するため、物価がある程度上昇する度に、所得税の課税最低限を上げてきた (インフレ調整、図表 3)。直近、インフレ調整が行われたのは 1995 年で、その後はデフレの時代が続いたため課税最低限が据え置かれてきた。しかし、近年、インフレが進み、1995 年からの物価上昇率は 2023 年時点で 10.4% となったため、そろそろブラケットクリープに対応するための課税最低限の引上げを議論すべき時期にある。

図表 3 : 所得税の課税最低限と物価 (CPI) 総合の推移



(出所) 総務省「消費者物価指数」および税法をもとに大和総研作成

3. 所得税のインフレ調整の具体的手法

国民民主党は最低賃金上昇率(73%)に基づく基礎控除 75 万円の引上げを主張

国民民主党は 2024 年の重点政策²として、「基礎控除等を 103 万円→178 万円に引上げ」ることを掲げた。178 万円は、最後に所得税のインフレ調整が行われた 1995 年からの最低賃金の上昇率が 73%であることに基づいている。この「基礎控除等」とは、基礎控除および給与所得控除の最低額を示しているものと考えられる³。

改定の基準を物価とするか、賃金とするか

ブラケットクリープに対応するための所得税の課税最低限の調整手法⁴は、物価上昇率に基づく改定と賃金上昇率に基づく改定の両方が考えられる。

最低限の生活費に課税しないという基礎控除設定の考え方に基づくと、最低限の生活費は物価上昇率に基づいて増加するのだから、物価上昇率に基づいて課税最低限を上げることが妥当と考えられる。

賃金上昇率が物価上昇率を上回る場合(実質賃金上昇率がプラスの場合)、物価上昇率に基づ

² 国民民主党「[国民民主党 2024 年重点政策](#)」(2024 年 9 月 20 日)

³ もっとも、2024 年の衆議院選挙中に国民民主党の玉木雄一郎代表が X 上で示した試算(下記 URL、2024 年 11 月 1 日確認(10 月 22 日投稿))に基づく、国民民主党は基礎控除 75 万円の引上げを主張していた。

<https://x.com/tamakiyuichiro/status/1848612253328961943?t=FffdLlKtKAc9ZgUbogCmBg&s=06>

⁴ ブラケットクリープに対応するためには、課税最低限だけでなく各税率に対応する課税所得金額(ブラケット)も同様に改定する必要があるが、わかりやすくするため、課税最低限のみで説明する。

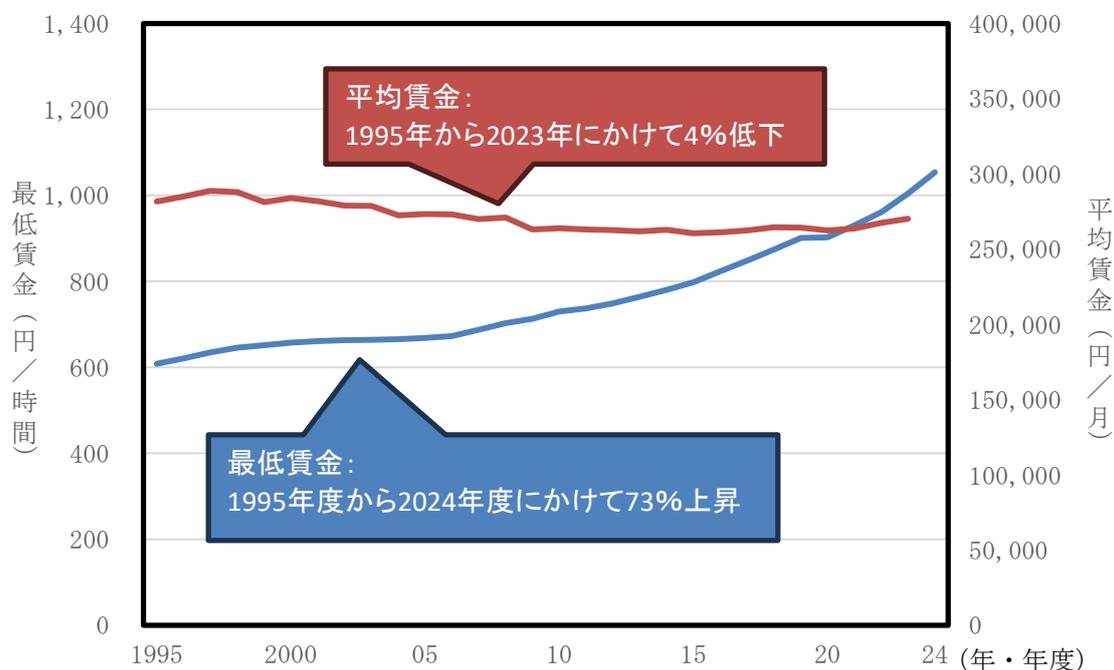
く課税最低限の改定を行っても、なお、国民の平均的な所得税率は上昇することとなる。もし、財政収支が概ね均衡しているのであれば、実質賃金上昇に伴って自動的に「国民の平均的な所得税率」が上昇することは、政府が財政上必要となる額以上に所得税を取り過ぎることとなるため、望ましくないといえる。

賃金上昇率に基づいて課税最低限を改定することは、国民の平均的な所得税率、すなわち国民負担率（GDP に対する税負担の割合）を一定に保つ効果があり、財政収支が概ね均衡している場合には、有効な調整方法である。

ただし、日本は 2024 年度当初予算ベースで 8.8 兆円の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）⁵の赤字という厳しい財政状況にある。この財政状況下においては、所得税の課税最低限の調整は物価上昇分に留め、実質賃金上昇による「国民の平均的な所得税率」の上昇で増えた税収分は、国債発行額を減少させるために充てることが望ましいものと考えられる。

また、仮に賃金上昇率に基づいて所得税の課税最低限を改定するとしても、インフレ調整が目的であるならば、国全体の平均賃金上昇率に基づいて改定することが妥当である。

図表 4：最低賃金と平均賃金の推移



(注) 最低賃金は全国加重平均値（2001 年度以前は日額を 8 時間で割って求めた）、平均賃金は 5 人以上事業所の決まって支給する給与による。

(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「地域別最低賃金改定状況」等をもとに大和総研作成

⁵ 税収・税外収入と、国債費を除く歳出との収支のことであり、その年度に必要な政策的経費を、その年度の税収等でどれだけ賄っているかを示す指標である。

図表 4 は、所得税の最後のインフレ調整が行われた 1995 年以後の最低賃金と平均賃金の推移である。最低賃金は 1995 年度から 2024 年度にかけて 73% 上昇しているが、平均賃金は 1995 年から 2023 年にかけて 4% 低下している。

平均賃金上昇率よりも最低賃金上昇率が大幅に上回る状況下で最低賃金上昇率に基づく課税最低限の改定を行うと、国民全体の平均的な所得税率が大幅に下がり、国民負担率（GDP に対する税負担の割合）が大幅に低下し、財政赤字が大幅に拡大することとなる。

基礎控除引上げか、給与所得控除の最低額の引上げか、その組み合わせか

所得税の課税最低限は「基礎控除＋給与所得控除の最低額」によって構成されるため、課税最低限を引上げる方法は、基礎控除を引上げる方法、給与所得控除の最低額を引上げる方法、これらの組み合わせで対応する方法など複数の方法が考えられる。

基礎控除の引上げは、（合計所得金額 2,400 万円超の場合を除いて）納税者全員に一律に所得控除を増やすこととなるため、課税最低限の年収 103 万円を少し上回る者だけでなく、中所得・高所得の者も含めた減税となる。

一方、給与所得控除の最低額の引上げは、あくまで最低額の引上げであるため、年収 103 万円を少し上回る者にとっては減税となるが、中所得・高所得の者にとっては、現状の給与所得控除額が維持されることとなり、税負担は変わらないこととなる。

昭和から平成初期にかけて、インフレに合わせて基礎控除と給与所得控除の両方が引き上げられてきたが、2013 年以後は所得税の累進構造を回復させるため、それまで青天井であった給与所得控除に上限を設け、その上限を段階的に引き下げる税制改正が進められてきた⁶。

また、2019 年には、働き方に中立な税制を構築する観点から、給与所得控除額（および公的年金等控除額）を 10 万円引き下げ、基礎控除額を 10 万円引き上げる改正が行われた⁷。

昭和から平成初期と同様の考え方を取るのであれば、基礎控除と給与所得控除の両方を引き上げることが考えられるが、近年の税制改革の方向性である「所得税の累進構造の回復」や「働き方に中立な税制の構築」の路線を引き継ぐのであれば、基礎控除を引き上げる一方、給与所得控除の上限を引き下げるという方法も考えられる⁸。

また、給与所得控除は給与所得者に限定されており、自営業者には適用されない。このため、給与所得控除額を改正する際には、自営業者に対して認められている青色申告特別控除額も同時に見直すなど、給与所得者と自営業者の課税のバランスにも配慮する必要があるだろう。

⁶ 詳細は、是枝俊悟「[年収 1,000 万円前後の層に負担増が集中する](#)」（2014 年 1 月 28 日、大和総研レポート）を参照。

⁷ 詳細は、是枝俊悟「[2018 年度税制改正で所得税はどう変わるか](#)」（2018 年 1 月 26 日、大和総研レポート）を参照。

⁸ 黒崎亜弓「[にわかには脚光、国民民主『103 万円の壁』の核心は？](#)」（2024 年 11 月 7 日付東洋経済オンライン配信記事、2024 年 11 月 7 日に閲覧）により提案された方法である。

4. 所得税のインフレ調整の手法別の家計と財政への影響試算

ここでは、課税最低限につき、最低賃金上昇率に基づく73%（75万円）の引上げを行った場合、および、物価上昇率に基づく10%（10.3万円）の引上げを行った場合の家計と財政への影響を試算した。現行制度における所得税・住民税の課税最低限は若干異なるが、引上げ幅は所得税・住民税で同額と仮定した。

世帯構成は単身世帯または配偶者控除の適用のない共働き世帯（子どもは扶養控除の対象としない16歳未満）とし、家計への影響試算を行う際の本人年収は、国民民主党の試算に合わせて、200万円、300万円、500万円、600万円、800万円、1,000万円の6ケースを設定した。

課税最低限を73%引上げる場合については、①基礎控除のみの引上げ、②給与所得控除の最低額のみの引上げ、③両者をいずれも同率で引上げ、の3通りを試算した。10%引上げる場合については、これに加え、④基礎控除の10.3万円引上げ+給与所得控除の10.3万円引下げ、を加えた4通りを試算した。

家計への影響試算

次ページの図表5と図表6は家計への影響の試算である。基礎控除のみを引上げると、所得が高くなるにつれて適用税率が高くなるため減税額が大きくなる。一方で、給与所得控除の最低限のみを引上げると、給与所得控除額の引上げ対象となる比較的低所得の者のみが減税となる。

給与所得控除の最低額の引上げ幅が10%（10.3万円）に留まる場合、現行制度と比べて減税となるのは、年収103万円から191万円までの給与所得者に限られ、今回試算した6ケースではいずれも税負担は現状と変わらない結果となった。

図表6で「基礎控除10.3万円引上げ+給与所得控除上限10.3万円引下げ」について見ると、年収600万円までの世帯では基礎控除10.3万円引上げによる減税の影響のみを受けている⁹。年収800万円の世帯では、基礎控除10.3万円引上げによる減税の影響も受けるが、給与所得控除の上限引下げの影響も一部受けるため、減税額が年収600万円の世帯より少なくなっている¹⁰。年収1,000万円の世帯では、現状でも既に給与所得控除の上限が適用されているため、基礎控除10.3万円引上げと給与所得控除10.3万円引下げが相殺され、税負担は現状と変わらない結果となった¹¹。国税庁「令和5年分民間給与実態統計調査」によると、1年を通じて勤務した給与所得者の平均年収は460万円である。「基礎控除10.3万円引上げ+給与所得控除上限10.3

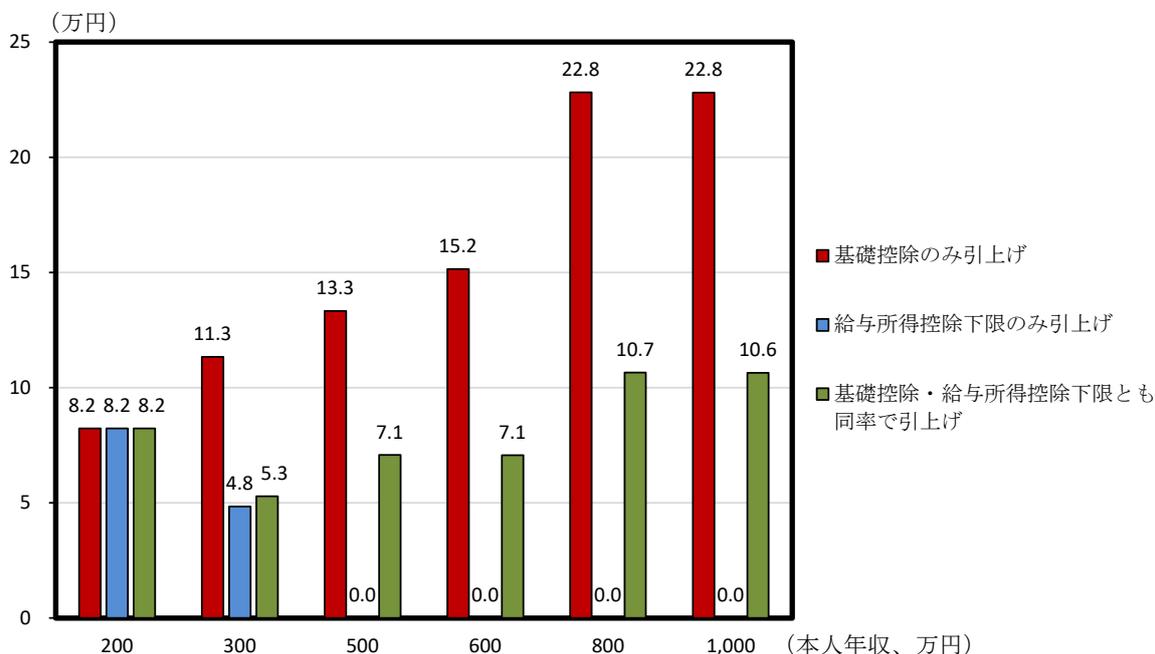
⁹ 正確には、年収750万円程度までは、基礎控除10.3万円の引上げによる減税の影響のみを受けることとなる。

¹⁰ 正確には、年収750万円程度～850万円未満の世帯においては、現行制度では給与所得控除額が上限に達していないが、上限引下げの改正が実現すれば上限に達するため、給与所得控除の上限引下げの影響を一部受けることとなる。

¹¹ 正確には、年収850万円以上の世帯において、現行制度における給与所得控除額が上限に達しているため、給与所得控除10.3万円の引下げの影響を受けることとなる。

万円引下げ」案は、平均年収前後で最も減税額が大きくなり、比較的高所得の者の税負担は現状維持となる。

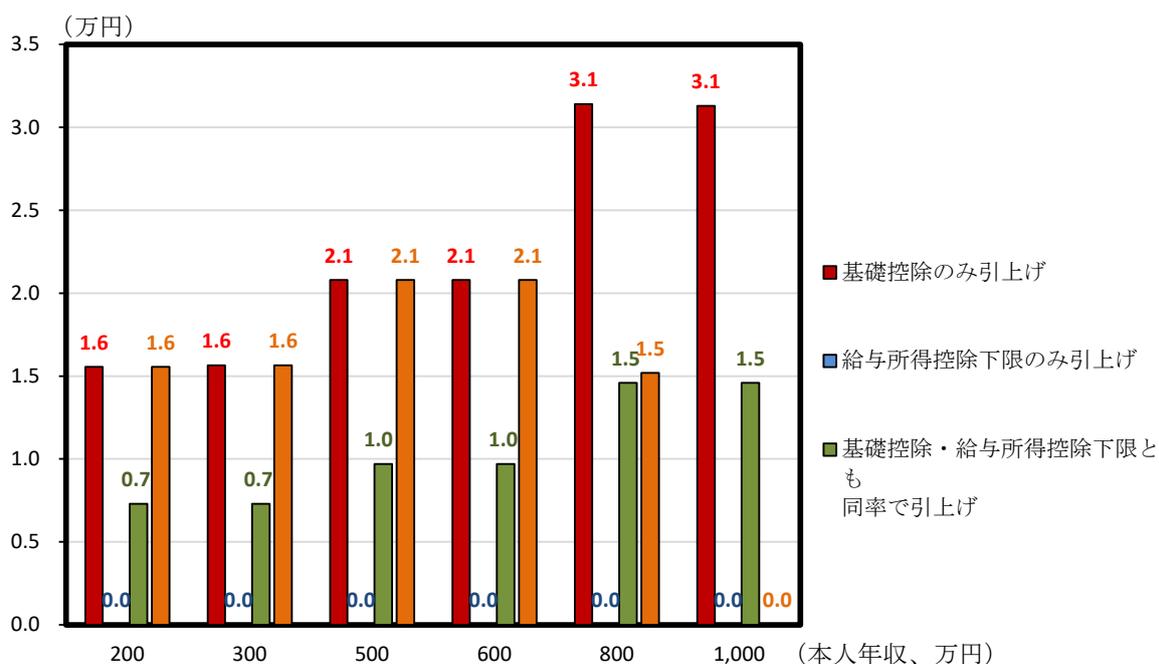
図表 5：年収別減税額（課税最低限を 75 万円（73%）引上げの場合）



(注) 単身世帯または配偶者控除適用のない共働き世帯（子どもは 16 歳未満）の給与所得者を想定した。表示単位未満四捨五入。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

図表 6：年収別減税額（課税最低限を 10.3 万円（10%）引上げの場合）



(注) 単身世帯または配偶者控除適用のない共働き世帯（子どもは 16 歳未満）の給与所得者を想定した。表示単位未満四捨五入。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

財政への影響試算

図表7は、課税最低限の引上げによる財政への影響の試算を示した。課税最低限の75万円の引上げに基礎控除のみの引上げで対応すると、年間約7.3兆円の財政減収が生じる。同じ課税最低限75万円の引上げであっても、給与所得控除下限のみの引上げであれば、減税となる対象者が少なくなるため、財政減収額は1.6兆円に留まる。基礎控除と給与所得控除の同率の引上げであれば、財政減収額はその中間の4.4兆円となる。

課税最低限の引上げ幅を10.3万円とし、基礎控除のみ引上げる場合、1.1兆円の財政減収となる。これは、75万円引上げた場合のおよそ1/7にあたり、引上げ幅に比例する。同じく課税最低限の引上げ幅を10.3万円とし、給与所得控除のみ引上げる場合、75万円引上げと比べて1人当たりの減税額と減税対象者数の両方が少なくなるため、財政減収は75万円引上げの場合の1/7よりも少ない0.1兆円程度に留まる。基礎控除と給与所得控除の同率の引上げの場合は、財政減収額は0.6兆円となる。「基礎控除10.3万円引上げ+給与所得控除上限10.3万円引下げ」案では、給与所得控除上限引下げによる財政増収分が0.2兆円あるため、差し引きの財政減収額は0.9兆円となる。

図表7：課税最低限の引上げによる財政への影響試算

課税最低限 引上げ幅	課税最低限の 引上げの方法	財政減収額(年額・兆円)		
		所得税	住民税	計
1995年からの最低 賃金上昇率に基づく 73%(75万円)の 引上げ	基礎控除のみ引上げ	3.3	4.0	7.3
	給与所得控除下限のみ 引上げ	0.5	1.0	1.6
	基礎控除・給与所得控除下 限とも同率で引上げ	1.9	2.5	4.5
1995年からの物価 上昇率に基づく 10%(10.3万円)の 引上げ	基礎控除のみ引上げ	0.5	0.6	1.1
	給与所得控除下限のみ 引上げ	0.0	0.1	0.1
	基礎控除・給与所得控除下 限とも同率で引上げ	0.3	0.4	0.6
	基礎控除10.3万円引上げ+ 給与所得控除上限10.3万円 引下げ	0.4	0.5	0.9

(注) 現行制度における基礎控除対象外の者(合計所得金額2,500万円超の者)は基礎控除引上げの対象外、住民税均等割の非課税限度額は現状維持と仮定した。表示単位未満四捨五入。

(出所) 総務省「令和5年度市町村税課税状況等の調」をもとに大和総研作成

課税最低限の引上げ方(基礎控除と給与所得控除最低限のバランス)次第で、今後の所得税のあり方は大きく変わることになる。政府および国会において課税最低限の引上げを検討する際には、財政への影響や所得再分配のあり方などを含めた「あるべき姿」を見据えて、大局的な議論をもとにした政策決定が求められる。

【以上】